



鳥取県公報

令和元年7月9日(火)
号外第24号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(1)(総務課)・・・2
理規程

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 困難折衝業務手当</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(手当の支給の特例)</u></p> <p><u>第14条の 2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第 1 項第 2 号の業務に限る。）又は前条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ第13条第 2 項又は前条第 2 項本文の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあつては、その額に分べんの業務 1 回につき 1 万円を加算した額とする。</u></p> <p><u>2 月の 1 日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が 15 にその者の 1 週間当たりの勤務日（勤務時間条例第 5 条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を 5 で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ第13条第 2 項若しくは前条第 2 項本文又は前項本文の規定により算定した額に乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただ</u></p>

	<p>し、産婦人科の医師に支給する場合にあっては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。</p> <p>(1) 8に算出率を乗じて得た日数以上15に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60</p> <p>(2) 1日以上8に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30</p>
<p>(<u>困難折衝業務手当</u>)</p>	
<p>第17条 <u>困難折衝業務手当は、職員が鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第18条の規定による督促を受けた者その他の病院に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える徴収又は折衝の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき600円とする。ただし、当該業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと管理者が認める場合にあっては、1,200円とする。</u></p>	<p>第17条 削除</p>
<p>(<u>手当の支給の特例</u>)</p>	
<p>第17条の2 <u>第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第1項第2号の業務に限る。）又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項本文の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあっては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。</u></p> <p>2 <u>月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ第13条第2項若しくは第14条第2項本文又は前項本文の規定により算定</u></p>	

した額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあっては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

(1) 8に算出率を乗じて得た日数以上15に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60

(2) 1日以上8に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30

3 前条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第2項ただし書に該当する業務を除く。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、同項本文に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）を減じたもので除して得た額（職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）とする。

(1) 防疫等業務手当（第13条第1項第1号及び第3号から第5号までの業務に対するものに限る。）、災害応急作業等手当（第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。）及び困難折衝業務手当 第13条第2項第1号、第16条第2項第1号、第17条第2項及び第17条の2第3項に定める額を7.75で除して得た額

(2)～(4) 略

2 略

した額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあっては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

(1) 8に算出率を乗じて得た日数以上15に算出率を乗じて得た日数未満 100分の60

(2) 1日以上8に算出率を乗じて得た日数未満 100分の30

3 前条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第2項ただし書に該当する業務を除く。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、同項本文に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）を減じたもので除して得た額（職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）とする。

(1) 防疫等業務手当（第13条第1項第1号及び第3号から第5号までの業務に対するものに限る。）及び災害応急作業等手当（第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。）第13条第2項第1号及び第16条第2項第1号に定める額を7.75で除して得た額

(2)～(4) 略

2 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。